

保護者の皆さまへ：このお便りは必ずお子さんと一緒にお読みください。

「こもれび」は、児童生徒の安心・安全のための、横手支援学校生徒指導部の通信です。

<h1>こもれび</h1>	No.2 令和6年7月11日(木) 秋田県立横手支援学校 生徒指導部 発行
---------------	--

## 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。



### 【道路交通法 第63条の11】

第1項
自転車の運転者は、乗用車ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
第2項
自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
第3項
児童又は幼児を保護する責任のある物は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



自転車を運転する際は、運転する方がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



### 【ヘルメットの着用状況別の致死率】

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。

また、令和元年から令和5年の5年間における自転車乗車中の乗車用ヘルメット着用状況致死率を比較したところ、非着用時の致死率は着用時に比べて約1.9倍高くなっています（令和2年は約3倍）。

### 【ヘルメットはマーク表示があるものを】

ヘルメットは安全が確認されたマーク表示があるものを使用しましょう。



JIS マーク



SG マーク



JCF 公認マーク



JCF 推奨マーク



CE マーク

(警察庁ホームページ、国民生活センターのリーフレットより抜粋)